

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部  
整備課 山口、河野  
TEL 052-952-8042

## 不正車検を行った自動車整備事業者の取消処分

中部運輸局は、点検整備を実施せずに自動車検査員ではない従業員の作業に基づき保安基準適合証を不正に交付する等、道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、自動車整備事業の取消処分を行いました。

### 1 事業者及び事業場の氏名又は名称

事業者 株式会社丸中整備（三重県鈴鹿市）  
事業場 同上

### 2 行政処分の内容（処分年月日 令和7年3月28日）

- (1) 自動車特定整備事業の認証の取消し
- (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し
- (3) 自動車検査員の解任命令（1名）

### 3 主な違反の概要

- (1) 欠格事項  
(道路運送車両法第93条第3号違反)
- (2) 適合証の虚偽記載（5台）  
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
- (3) 点検整備を実施せず適合証を交付した（5台）  
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
- (4) 検査の一部を実施せず適合証を交付した（5台）  
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
- (5) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した  
(道路運送車両法第94条の5第4項違反)

## 【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

### （認証基準）

#### 第80条

地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

2 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

### （事業の停止等）

#### 第93条

地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、3月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

3 第80条第1項第2号イに掲げる者となったとき。

### （保安基準適合証等）

#### 第94条の5

指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。